

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第28号

令和2年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年7月15日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和2年7月22日（水）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和2年7月22日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	友	田	雅	明	議員	2番	弓	削	勇	人	議員	
3番	平	瀬	敬	久	議員	4番	高	橋	劍	二	議員	
5番	柴	田	文	子	議員	6番	金	泉	婦	貴	子	議員
7番	加	藤	則	夫	議員	8番	漆	畑	和	司	議員	

不応招議員（なし）

令和2年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和2年7月22日

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 7 議案第8号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	友田雅明	議員	2番	弓削勇人	議員
3番	平瀬敬久	議員	4番	高橋劍二	議員
5番	柴田文子	議員	6番	金泉婦貴子	議員
7番	加藤則夫	議員	8番	漆畑和司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	今國喜栄	事務局長	小林秀之
事務局長	藤井裕基	事務局長	高篠保
事務局長	薄井貴行	総務課長	千葉晋彦
財務課長	前原民子	給水課長	毛須章久
施設課長	山崎利隆	施設課 主席主幹	高橋俊行
浄水課長	小林栄	浄水課 主席主幹	笠木知之

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	和田巧
書記	安孫子友昭		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、九州地方をはじめ、記録的な豪雨に見舞われ、被災されました地域の皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

また、このたび新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

本日は、令和2年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも大変ご多用のところ全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼を申し上げます。

さて、7月に入りまして水源となっております荒川水系及び利根川水系ダムの貯水量は、台風に備えた夏期制限容量となっております。暑い日々が続くようだと、水需要が増し、渴水も懸念されますので、水源の状況については常に注視してまいりたいと存じます。今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全な水を安定して供給することができるよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は2件、一般質問は2名の議員さんから通告がございました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。



◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、九州地方をはじめ、記録的な豪雨に見舞われ、被災されました地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、このほど新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

当企業団におきましては、市民生活や社会経済活動を支える水道水の供給に影響が生じることのないよう、できる限り感染防止対策に努めているところであります。

さて、本日ここに、令和2年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会にご提案申し上げました議案は、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について及び令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての2議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。



◎仮議席の指定

○高橋剣二議長 この際、議事進行上、去る4月21日、22日の坂戸市議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に当選されました加藤則夫議員、柴田文子議員、平瀬敬久議員、弓削勇人議員、友田雅明議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。



◎諸報告

○高橋剣二議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並

びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議席の指定

○高橋剣二議長 日程第1、議席の指定を行います。

今回、当企業団議会議員に当選されました加藤則夫議員、柴田文子議員、平瀬敬久議員、弓削勇人議員、友田雅明議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定をいたします。

議席は、1番、友田雅明議員、2番、弓削勇人議員、3番、平瀬敬久議員、5番、柴田文子議員、7番、加藤則夫議員を指定いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○高橋剣二議長 再開いたします。



◎会議録署名議員の指名

○高橋剣二議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

8番 漆 畑 和 司 議員

1番 友 田 雅 明 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第4、諸般の報告を行います。

さきに行われました坂戸市議会議員選挙において、加藤則夫議員、柴田文子議員、平瀬敬久議員、弓削勇人議員、友田雅明議員におかれましては、めでたくご当選の栄を得られ、4月21日、22日の坂戸市議会臨時会におきまして当企業団議会議員に選出されましたことをここにご報告を申し上げます。

次に、企業長から令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について及び令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計資金不足比率について、また監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。



◎副議長の選挙

○高橋剣二議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法を取りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については、加藤則夫議員において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、加藤則夫議員において指名することに決定いたしました。

加藤則夫議員、指名をお願いいたします。

○7番 加藤則夫議員 副議長は、弓削勇人議員でお願いいたします。

○高橋剣二議長 ただいま加藤則夫議員においてご指名いただきました弓削勇人議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました弓削勇人議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました弓削勇人議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



◎副議長就任の挨拶

○高橋剣二議長 弓削勇人議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

○弓削勇人副議長 副議長就任に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

職責を自覚し、議長を助けまして、民主的で円滑な議事運営に努めてまいりたいと思います。皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋剣二議長 副議長の選挙に当たりましてご協力をいただき、ありがとうございました。

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第7、議案第8号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第8号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和元年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億8,548万9,601円、水道事業費用につきましては30億2,061万2,737円となり、この結果、3億9,060万1,202円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金4億3,901万9,831円を加えた8億2,962万1,033円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分するものであります。

次に、翌年度への繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては1億4,686万7,841円、資本的支出につきましては10億4,972万6,158円となり、この不足する額9億285万8,317円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分の損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しておりますが、1人1日平均使用水量が節水機器の普及などにより平成25年度以降300リットルを下回る状況が継続していることなどから、今後予測される人口減少と相まって、水道使用料収入の減少が懸念される状況でございます。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月22日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

今國監査委員。

○今國喜栄監査委員 決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水

道事業会計決算につきまして、令和2年6月22日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も地方公営企業法会計規定及び諸規程に従って処理されており、いずれも適正と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

6番、金泉婦貴子議員。

○6番 金泉婦貴子議員 6番、金泉でございます。議案第8号につきまして質疑をさせていただきますかと思っております。

せんだって、配付いただきました決算概要について何点か質疑をさせていただきたいと思っております。こちらのほうの収納状況ということでご質疑をさせていただきたいと思っておりますが、概要の38ページでございます。こちらにおきましては、収納状況ということで収納された件数、割合、金額などがそれぞれ明示されております。口座振替、コンビニ、金融機関、企業団ということで形になっておりますけれども、私がここで聞きしたいのは、収納全体の本来の収納率、全体の17万市民が、本来使用している方が納入していただくこの収納率についてどの程度なのか、以前も伺った記憶はないわけではないのですが、改めてここで全体の収納率についてどの程度というふうになるかということをお願いしたいと思います。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 金泉議員さんのご質疑にお答えいたします。

当企業団の過去5年の収納率でございますが、本年6月末現在で平成27年度99.90%、平成28年度99.92%、平成29年度99.90%、平成30年度99.89%、令和元年度99.50%となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 金泉婦貴子議員。

○6番 金泉婦貴子議員 おおむね100%に近い形で収納していただいているという形でございますが、これは当然のことながら利用者の負担ということで当たり前だと思っております。そこでもう一点お伺いしたいのは、同じ概要の41ページでございます不

納欠損についてでございます。不納欠損、要するに99.8%、99.5%の収納はあったにしても、それ以外の方の収納が未収金となっているわけです。今回の不納欠損も過去5年間のものですから平成25年度分について不納欠損の処分をしたということでございますが、その件数が1,069件分で、金額にしますとやっぱり262万円という決して小さい額ではないわけです。その点についての不納欠損の考え方について、まずお伺いさせていただきたいと思っております。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 当企業団では、回収が困難な債権、不良債権が、決算の貸借対照表上に資産として計上されていることにより、当該公営企業の経営実態を正確に表していないという点から、会計処理上5年を経過した平成25年度の未収金1,069件分、262万669円を不納欠損処理するものでございます。

なお、欠損事由でございますが、転出先不明が870件と全体の約8割を占めております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 6番、金泉婦貴子議員。

○6番 金泉婦貴子議員 すみません。最後になります。ただいまご答弁いただきましたけれども、おおむね大方の方が転出先不明になってしまうというふうな方ということでございます。基本的な考え方として、やはり利用者が利用負担をするというのは当然の条件という観点から、これまでについて対策をどのように取っておられるのかについて最後にお聞きしたいと思います。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 当企業団では、無断退去または給水停止執行後の未納者に対し、坂戸市及び鶴ヶ島市へ住民基本台帳により転出先の照会を行い、判明したお客さまには督促状を再発送するとともに、管内外を問わず電話または現地訪問などにより催促を行っております。

また、未納金額が3万円を超え10万円に満たない滞納者を対象に内容証明郵便の送付を行うとともに、未納金額が10万円を超える場合は支払督促も行っております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。議案第8号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてに関して質疑いたします。

1つ目ですけれども、令和元年度決算概要の1ページ目、上段の表によりますと、年平均給水人口、1人1日平均有収水量ともに、令和元年度の決算数値は前年度決算数値に対して減少傾向にあります。今後の見通しがどうなっていくのか、このまま減少し続けていくのかについて伺います。

2つ目は、同じ決算概要の1ページ目、下段の表について、水道事業収益は前年度決算に対し4,000万円近く減少し、そのうち営業収益も1,300万円ほど減少しています。ですが、この表の中で給水収益は200万円近く増加しています。この表の中で前年度決算額から増加しているのは、給水収益と受取利息及び配当金のみです。なぜ給水収益が増加しているのか伺います。

次に、3つ目ですけれども、同じく決算概要の3ページの一番下の表によりますと、純利益が前年度に対し1割以上減少し、約3億9,000万円となっています。この純利益が1割以上減少していることに対する見解を伺います。

そして4点目は、今後の純利益が新型コロナウイルス感染症による影響が出てくるかと思えますけれども、今後の純利益の長期的な見通しのお考えを伺います。

5つ目は、決算概要書の6ページ目です。上段の表の説明欄に消火栓設置負担金28基と記載されています。この消火栓設置負担金は、当初40基として計画されたと聞きました。当初計画の40基に対して28基まで少なくなった原因は何か伺います。

6つ目は、同じ表の工事負担金において、国道407号の本管移設の遅れから、当初予算額より工事負担金が減額になったと聞きました。その移設遅れの理由について伺います。

7つ目は、決算概要17ページの目的等の部分に既存の幹線管路口径300ミリメートルは、管網計算の結果から口径250ミリメートルにダウンサイジングを行い、供給の効率化を図りましたとあります。なぜダウンサイジングが供給の効率化になるか伺います。

以上7点、質疑いたします。

○高橋剣二議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○高橋剣二議長 それでは、再開いたします。

3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久ですが、今7項目まとめて一気にしてしまいましたので、ちょっと改めまして1点ずつ質疑していきたいと思います。

1つ目は、令和元年度決算概要の1ページ目、上段の表によりますと、年平均給水人口、1人1日平均有収水量ともに、令和元年度の決算数値は前年度決算数値に対して減少傾向にあります。今後の見通しがどうなっていくのか、このまま減少し続けていくのかについて伺います。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和元年度決算の年平均給水人口は、人口減少社会の到来から減少するとともに、1人1日平均有収水量につきましても節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少しております。

今後の見通しでございますが、当企業団の水道事業基本計画におきまして、令和14年度の給水人口を16万172人と想定しております。令和元年度決算数値の給水人口と比較しますと約1万人減少すると見込まれ、1人1日平均有収水量につきましても減少が見込まれます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 分かりました。

続きまして、同じ決算概要の1ページ目、下段の表で、水道事業収益は前年度決算に対し4,000万円近く減少し、そのうち営業収益も1,300万円ほど減少しています。ですがこの表の中で、給水収益は200万円近く増加しています。この表の中で前年度決算額から増加しているのは、給水収益と受取利息及び配当金のみです。なぜ給水収益が増加しているのか伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

給水収益が前年度比で増となった理由についてでございますが、令和元年度の給水収益は29億2,656万8,271円となり、平成30年度の給水収益に比べ約190万円の増加となっております。

決算書の26ページをご覧ください。26ページ、3業務、(1)業務量、こちらは業務量を区分ごとに平成30年度と比較したものでございます。

(1)業務量の下から3段目の有収水量は、令和元年度が1,800万1,502立方メートル、平成30年度は1,814万7,210立方メートルで、14万5,708立方メートルの減少となりました。

た。有収水量が減少したにもかかわらず給水収益が増となった理由につきましては、消費税及び地方消費税の改定に伴い、令和元年10月1日より水道料金を改定したためでございます。

同じく26ページの(2)事業収入に関する事項をご覧ください。こちらは事業収入を区分ごとに平成30年度と比較したものでございます。

(2)事業収入に関する事項の上から2段目の給水収益は、税抜きの金額になっております。対前年度比較では1,483万780円の減少となりました。仮に消費税及び地方消費税を通年8%で試算いたしますとおよそ29億864万5,000円となり、これを前年度の給水収益と比較しますと約1,800万円の減少となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 次に、3つ目ですけれども、同じく決算概要の3ページの一番下の表によりますと、純利益が前年度に対し1割以上減少し約3億9,000万円となっております。この純利益が1割以上減少していることに対する見解を伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

純利益につきましては、決算概要の32ページをご覧ください。こちらページ中ほどに表がございますが、令和元年度の純利益は3億9,060万1,202円となりました。平成30年度は4億3,901万9,831円、平成29年度は2億9,734万9,433円で、およそ3億から4億の範囲で推移をしております。

純利益は、その年度の経営成績の結果であり、これを建設改良積立金に積み立て、資本的収支不足額の補てん財源とし、翌年度の建設改良費用に充てております。水道管路の耐震化など水道水の安全、確実な給水及び供給体制の持続性を確保するためには、必要不可欠なものとして認識をしております。

当企業団では、事業開始からおおむね50年を経過し、配水管や浄水場などの水道施設が更新時期を迎え、今後、多額の費用が見込まれることから、発生する利益につきましては、こうした建設改良費用に充ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 分かりました。

次に、4つ目ですけれども、今後の純利益は新型コロナウイルス感染症による影響が出てくるかと思いますが、今後の純利益の長期的な見通しについて伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

今後の純利益の長期的な見通しについてでございますが、ご承知のとおり、国の総人口は2008年をピークに減少しております。当企業団における給水人口も坂戸市、鶴ヶ島市の人口の減少に伴い、微減していくものと想定されます。また、節水機器の普及などから、1人1日平均使用水量の減少も見込まれることから、純利益については年々減少するものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 分かりました。

5つ目は、決算概要書の6ページ目です。上段の表の説明欄に消火栓設置負担金28基と記載されています。この消火栓設置負担金は、当初40基として計画されたと聞きました。当初計画の40基に対し28基まで少なくなった原因は何か伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

消火栓設置負担金について、設置の少なくなりました理由につきましては、区画整理事業で見込んでおりましたものが、事業の見直しにより設置数が減少したことと、一部費用負担制度による布設工事分で見込んでいた消火栓の設置がなかったことが主な理由となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 分かりました。

次に、6つ目です。同じ表の工事負担金において、国道407号の本管移設の遅れから、当初予算額より工事負担金が減額になったと聞きました。その移設遅れの理由を伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

工事負担金が減額となった理由でございますが、一番大きいものとして埼玉県飯能県土整備事務所からの移設依頼に基づく国道407号の配水本管移設替工事がございます。こちらは県の用地買収の遅れから工事規模が大幅に縮小されたため、減額となったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 7つ目です。決算概要17ページの目的等の部分に既存の幹線管路口径300ミリメートルは、管網計算の結果から口径250ミリメートルにダウンサイジングを行い、供給の効率化を図りましたとあります。なぜダウンサイジングが供給の効率化になるのか伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

幹線管路のダウンサイジングの検討につきましては、管網計算による管内流速を基に状況を見たところ、口径250ミリメートルにダウンサイジングすることでおおむね適正な流量となることから、同口径での更新が適切であると判断しました。

なお、ダウンサイジングによる流速の適正化により滞留水がなくなり、水質安定のメリットもございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 これまでの答弁で、年平均給水人口も、1人1日平均有収水量も、純利益も今後減少していく見通しであることが分かりました。給水収益も消費増税分を除けば減少しているということが分かりました。今後の人口減少で水道事業も厳しくなっていくように思います。また、幹線管路のダウンサイジングが供給効率化につながることも分かりました。

よって、ここから再質疑ですけれども、再質疑は5つ目に質疑しました消火栓についてのみ再質疑いたします。消火栓設置は、区画整理事業の見直し等により40基の計画が28基になったとのこと。消防では、消防水利の充足率100%を目指しています。今現在、その充足率が90%を超えていますが、その100%実現には水道企業団の協力が必要です。消防水利は単位面積当たり、具体的にはほとんどの場合100メートル掛ける100メートルメッシュ内に40立方メートルの防火水槽か、口径150ミリメートルで1分当たり1トンの量を40分間供給できる消火栓が必要です。場合によっては、防火水槽を設置できない場所も多く、そういった場合は火災発生の際、市民の生命、財産を守るためにも消火栓を設置する必要があります。よって、消防水利の充足率アップのためにも水道企業団が消防と連携を取っているのかについて伺います。

以上です。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

消防組合とは連携を図り、消防組合の意見を反映した状況に合わせた設計をしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第8号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。



◎一般質問

○高橋剣二議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、「議会運営についての申合せ事項」により執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許します。

1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 1番、友田雅明です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

1項目、水質検査についてです。坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、昭和43年計画給水人口6万2,840人に対して、創設事業認可を受け水道供給を開始し、現在は計画給水人口19万8,200人に水道事業を行っているとお聞きしております。

創設から半世紀近くを経過した現在、給水普及率は99%に達しており、給水区域であ

る坂戸市、鶴ヶ島市のほぼ全域にわたり、安全で安心できる水供給を展開しているとのことですが、近年では人口の減少や災害による節水の浸透あるいは高性能の節水器具の発達、戸別ウオーターサーバーの設置、ホームセンター、スーパー、コンビニなどのミネラルウオーターの販売など水道水の需要は間違いなく減少の一途をたどっております。また、施設の老朽化が進み更新需要が増加するなど、施設の見直し、改修工事などが年々求められてきておると聞いております。

しかし、企業団の財源は、市民の使う水道水の支払い、いわゆる売上げにより経営を成り立たせております。水道料金による財源は約85%の収入ですが、さきに述べた現状から、料金収入が減少しているために経営環境は年々厳しくなっていると聞いております。今後、市民に対し、安全で安心され、おいしいと思っただけの水の提供をしていくためにも、企業団の安定した財源確保とよりよい向上した企業団の経営が求められます。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

1点目は、水質検査の現状についてです。

2点目は、水質検査の委託についてです。

以上で私の質問とさせていただきます。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 友田議員さんの一般質問、質問事項1、水質検査についての1点目についてお答えいたします。

水道法第20条では、定期及び臨時の水質検査を実施するように水道事業者には義務づけるとともに、必要な検査施設を設置するか、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することが定められております。

水質検査は、水道事業者等が速やかにその結果を把握し、異常があったときには給水停止を行うなど必要な措置を迅速に取り得るよう実施するものです。水道法第4条に水質基準として規定しており、基準の具体的事項については水質基準に関する省令に定められています。

さらに、水道法施行規則第15条に基づき、水質検査計画を策定することが定められ、当企業団においても水質検査計画を策定し、水質検査を実施しているところでございます。

当企業団は、平成24年度に水質検査の信頼性を保証する水道水質検査優良試験所規範、いわゆる水道GLPの認定を受けています。当企業団では、一般細菌等の水質基準51項目全てについて自己検査を実施しています。また、水質基準を補完する水質管理目標設

定項目である27項目のうち、アンチモン及びその化合物など24項目と、放射性物質3項目、指標菌検査2項目についても自己検査を実施しています。

また、日高市、越生町、毛呂山町、鳩山町の1市3町とともに、共同水質検査体制における連携に関する協定を平成25年2月に締結し、業務委託方式による共同水質検査体制を構築し、運用しています。

現在、水質検査は職員6名体制で取り組んでおり、市民の皆様には安全な水道水を安心してお使いいただけるよう検査体制を整備し、運営しているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 続きまして、ご質問の(2)についてお答えいたします。

現在、水質検査機器の整備や保守点検費用等の費用対効果を考慮し、水質基準を補完する水質管理目標設定項目27項目のうち農薬類の一部と放射性物質の詳細分析については、民間機関に委託をしております。

当企業団では、水質基準51項目については、水質事故等の有事の際に素早く機動的に対応が取れるよう自己検査体制を整えておくことが必要であると考え、委託ではなく自己検査としているところです。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 一通りご答弁いただきましたので、以降一問一答方式でお伺いします。

1市3町とともに、共同水質検査体制における連携に関する協定を締結し、業務委託方式による共同水質検査体制を構築し、運用されているとのことですが、水質検査に係る経費は年間どれくらいなのかお伺いします。人件費などを含む経費の詳細をご回答お願いします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水質検査機器、薬品費及び人件費といった水質検査に係る経費につきましては、過去3年間の平均で約7,900万円となっております。なお、近隣市町との共同水質検査体制における日高市ほか3町からの水質検査手数料が毎年約2,000万円程度受託収入となっていることから、実質的な経費はおおむね5,900万円となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 全体の経費が年間約7,900万円ということでした。1市3町からの水質検査手数料収入が年間約2,000万円、つまり実質経費はおおむね5,900万円とのことですが、仮に水質検査を外部業者に委託した場合、どれぐらいの経費がかかるのかお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、現在自己検査をしており、水質検査を委託した場合の経費について見積り等を徴取したことはございません。そこで、埼玉県内における当企業団と同規模に分類される給水人口15万人から30万人の7事業体について調査を実施いたしました。各事業体により井戸などの水源の数、浄水場及び検査項目の種類、数などが異なることから、一概に比較はできませんが、7事業体の委託料の単純平均は約900万円で、最も高い事業体で約1,500万円という状況でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質検査を外部委託した場合の経費が平均で約900万円、最も経費の多い事業体では約1,500万円、当企業団の実質的な経費はおおむね5,900万円とのことなので、外部委託することで差し引いても4,400万円以上の経費の削減につながると思います。そこで、埼玉県内で水質検査を独自に実施している事業体は幾つあるのかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

埼玉県内における水質検査実施状況につきましては、水道用水供給事業者では埼玉県企業局が水質基準全51項目の自己検査を実施しています。また、上水道事業者では、当企業団とさいたま市が水質基準全51項目の自己検査を実施しており、越谷・松伏水道企業団、上尾市、所沢市の3事業体が一部の項目について自己検査を実施しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質基準全51項目の自己検査をしている企業団は当企業団とさいたま市の2事業体で、一部の自己検査をしているのが3事業体とのことですが、それ以外に埼玉県内で水質検査を外部委託している事業体は幾つあるのかお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

埼玉県内では上水道事業者は55事業体あり、そのうち当企業団を含む5事業体が水質基準51項目の全部または一部自己検査をしております。それ以外の50事業体では、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に検査を委託しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 埼玉県内55事業体のうち、50事業体は外部に委託しているのですが、委託を採用している市町村及び事業体はどれぐらいの経費が削減できているのか、もしくは当企業団に当てはめるとどれぐらいの経費が削減できるのかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

他の事業体の経費削減効果につきましては、検査の実施状況や職員体制など条件が異なりますので、削減効果を計測することは困難でございます。そこで、仮に当企業団に当てはめて推計をしてみました。検査を委託することにより職員数を6名から2名とし、人件費は過去3年間の実績から法定福利費等を含め1人当たり約830万円ですので、2名分で1,660万円、検査委託費を1,000万円、それ以外の諸経費を100万円とすると計2,760万円となり、先ほど回答しましたとおり、水質検査に係る実質的経費がおよそ5,900万円でしたので、3,000万円から4,000万円程度の削減効果があるものと推察できます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 外部委託を採用することで、3,000万円から4,000万円程度の削減効果があるものと推測できるとのことでしたが、なぜ坂戸、鶴ヶ島水道企業団ではこれほどの経費を削減できるにもかかわらず、外部に委託しないのかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水道水は、直接お客さまが飲むものであり、安心して安全な水でなければなりません。水道におけるリスクの中でも、水質事故は時間の経過とともに広範囲かつ重大な影響を与える可能性があり、迅速な対応が求められます。

したがって、水質事故の被害を最小限に抑えるためには、水道事業者が水質検査結果を速やかに把握し、迅速に措置する必要があります。当企業団では、これまで放射能やホルムアルデヒドの事故において、その機動性を十分に発揮し、速やかに水質検査

を行い、得られた検査結果を迅速に公表したことにより、お客さまに安心して飲用していただきました。

また、当企業団では、平成30年3月に策定しました水道事業の基本的な方針を示すさかつる水道事業ビジョンにおいて、今後も水質検査の信頼性を確保するために水道GLPの継続的な更新を目指すとしています。こうしたことから、現在は水質検査を速やかに行い、迅速に対応できるよう自己検査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質事故のリスクを考え、水質検査を迅速に対応できるよう現状は自己検査を実施しているということですが、実際のところ55事業体のうち、50事業体では外部委託を採用しており、その50事業体でも特に水質事故などなく、安心して安全な水の供給ができていないかと想像できますが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団では今後外部委託をする考えがあるかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

水道事業は、安全な水を安定して供給し続けることが重要です。当企業団では、水道GLPを取得し、高い検査技術をもって水質検査に取り組み、水質事故があった場合においても迅速かつ適切に対応し、お客さまに安全な水道水を安心してお使いいただけるよう、日々取り組んでいるところです。

今後、さらに進行する人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少が見込まれるとともに、お客さまのニーズも変化していくものと思われまます。また、将来、埼玉県内における水道事業の広域化も想定されています。こうした状況も注視しながら、今後、市民の皆様や議員の皆様のご意見を伺いながら、外部委託を含めて水質検査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 それでは、最後の質問とさせていただきます。

外部委託に関しては今後検討するとのことですが、今後人口の減少や節水機器の普及による給水収益の減少が見込まれております。今後、外部委託検討委員会などを設け、外部委託の早急なる検討が求められるかと思いますが、もし着手するならば、いつ頃をめぐりにご検討されるのかお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○**小林秀之事務局長** お答えいたします。

先ほど薄井次長が答弁しましたとおり、当企業団では平成30年3月に水道事業の基本的な方針を示すさかつる水道事業ビジョンを策定し、今後も水質検査の信頼性を確保するために水道GLPの継続的な更新を目指すとしています。

さかつる水道事業ビジョンは平成30年度から平成44年度、現在では令和14年度までを計画期間とする基本方針として議会にも説明させていただき策定したものでございます。当然定期的に水需要の動向や社会情勢の変化に対応し、適宜計画の再検討や見直しを行っていくものとしております。計画は5年ごとに前期、中期、後期に区分していますので、見直しの時期には、市民の皆様や議員の皆様のご意見を伺いながら、水質検査の在り方について検討してまいりたいと考えております。

なお、水質検査担当職員には、経費的な面も含めて皆様に納得していただけるような水質検査の在り方について検討を進めるよう指示をしたところでございます。

以上でございます。

○**高橋剣二議長** 次に、3番、平瀬敬久議員。

○**3番 平瀬敬久議員** 3番、平瀬敬久です。通告に従い一般質問を行います。

質問事項は、新型コロナウイルス禍での水道料金の減免についてです。新型コロナウイルスの感染拡大が続く現在、自粛による経済活動への影響により解雇や休職、勤務日数減少により収入減となっている市民も多くいます。

そんな中、本水道企業団でも上水道を利用している坂戸市民、鶴ヶ島市民を支援することができるはずですが、そういった観点から以下2点質問いたします。

1つ目、現在の水道料金の減免対象者について。

2つ目、新型コロナウイルス禍での水道料金の減免についてです。

以上、私の1回目の質問といたします。

○**高橋剣二議長** 藤井事務局次長。

○**藤井裕基事務局次長** 質問事項、新型コロナウイルス禍での水道料金の減免についての(1)についてお答えいたします。

当企業団では、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例第32条及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団料金、手数料等の軽減又は免除に関する基準第4条第1項に基づいて、料金の減免を行っております。

料金の減額につきましては、生活保護法に規定いたします生活扶助の給付を受けている方、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する生活支援給付を受けている方を対象といたしまして、基本料金の2分の

1を減額しているところでございます。また、宅内の自然漏水で、地下や床下など発見が著しく困難と認められるケースにつきましては、漏水量の2分の1を減量して減額しているところでございます。

また、昨年10月に発生いたしました台風19号の影響で被災された方々に対しましても、減免を行ったところでございます。対象者は、坂戸市または鶴ヶ島市に罹災証明願の届出をし、床上浸水または床下浸水に該当した方で、床上浸水の方につきましては使用量から最大10立方メートル、床下浸水の方は最大5立方メートルを減量し、減額をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 続きまして、ご質問の(2)についてお答えいたします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団は昭和43年2月に設立され、平成30年には50周年を迎えました。昭和46年から給水を開始し、水道施設及び水道管は古いものでおおむね50年が経過し、更新の時期を迎えております。企業団では、老朽化施設を順次更新し、耐震化を実施していますが、今後人口急増期に布設した多くの水道管が更新の時期を迎え、多額の経費が必要となります。

水道料金の減免についてですが、埼玉県内で減免を実施している水道事業体の多くは、基本料金の減免を行っております。仮に当企業団の基本料金を全額免除した場合で試算すると、2か月で1億2,000万円弱の減額となります。この金額は令和元年度決算実績で、配水管の大勢を占める管径100ミリメートル以下の水道管を1キロメートル以上更新、耐震化できる金額となります。

なお、1世帯1か月当たりの減免額は、メーター口径13ミリメートルで572円、20ミリメートルで825円となります。企業団は水道料金を基本に、独立採算制で事業を実施しています。水道料金の減免は更新事業を遅らせることになり、結局は市民の不利益になるものと考えます。こうした状況を比較衡量し、現時点では水道料金の減免については実施する予定はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、水道使用料の支払いが困難となっている皆様には、個々に相談に応じ支払いの猶予を実施しているところでございます。今後も市民生活に欠かすことのできない水道水を安定供給できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 一通り答弁いただきましたので、以降は一問一答方式で質問して

まいります。

生活保護対象者等には基本料金の2分の1、昨年の台風19号で床上浸水の方は使用量から最大10立方メートルを、床下浸水の方は最大5立方メートルを減免しているとのことです。

では、これらの減免の原資はどうしているのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

原資ということですが、減免は給水収益の減となります。生活保護対象者並びに台風19号における被災者への減免につきましては、給水収益の予算の中で対応いたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 台風19号の場合の減免対応は、もともと昨年度当初の予算には盛り込まれていなかったはずですが、これは補正予算を組んでの対応だったのか、その補正額も含めて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

台風19号に係る減免につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市の両市合わせまして合計で229件、額にいたしますと18万9,896円を減免いたしました。収益的収入に大きく影響があると見込まれなかったことから、補正予算としては対応してございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 台風19号での減免を床上浸水が最大10立方メートル、床下浸水が最大5立方メートルとしたその根拠について伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

使用水量の減量につきましては、浸水被害に遭われた方が住宅並びに附随する家財等の洗浄に使用されるであろう水量を想定しまして、床上の方につきましては10立方メートル、床下につきましては5立方メートルをそれぞれ減量したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 住宅や附随する家財器具等の洗浄に使用される使用量も想定して

10立方メートル、5立方メートルとされたとのこと。この場合、使用料だけでなく、基本料金のほうは考慮しないのか、つまり基本料金は減免しないのかという点について伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

水道料金につきましては、水道の使用水量に関係なく水道を利用可能な状態に保つための経費としてご負担いただきます基本料金と、使用した水量に応じて必要となります従量料金から構成される二部料金制を採用してございます。

台風19号に係る減免につきましては、先ほどご説明いたしました家財器具等の洗浄に使われる水の使用量を減額の対象と考えて減免としたものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 あくまで台風19号での減免は、家財器具等の洗浄に使われる水の使用料を減額したもの、そのため基本料金は減免していないとのこと。

次に、今回の新型コロナウイルスに対して水道料金の減免はしないことについてです。減免しない理由が配水管の更新事業のほうが優先であり、配水管の更新事業を遅らせることは、結局は市民の不利益になるためということでした。

では、配水管の更新を1年遅らせた場合、どのように市民の不利益となるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、いつ発生するか分からない災害に備えまして、老朽化した施設を毎年更新、耐震化を実施しているところでございます。更新事業が遅れた場合、老朽化が進みます水道管が漏水などの事故によって、安全で安心な水を安定供給することができなくなり、結局は市民の不利益になるものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 いつ発生するか分からない災害に備え、老朽化した施設を毎年更新、耐震化を実施していますとのこと。毎年更新しているそうですが、そうであれば今年1年更新せずに、1年更新をスライドさせても大きな影響はないような気がします。そこで、果たして水道企業団管轄の配水管は何キロメートルあるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団は、昭和46年に給水を開始いたしまして、総配水管の延長は約622キロメートルの配管によって給水を行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 総延長622キロメートルとのことですが、では、それを更新するには何年かかるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

令和元年度は約4キロメートルの水道管を更新いたしました。更新率は0.63%になります。しかしながら、総延長が約622キロメートルですので、年間1%の更新を行っても約100年かかる計算になります。したがって、現在、当企業団では、更新率の向上に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 昨年度が約4キロメートルの更新で、全体の0.6%とのことですが、そして、総延長が約622キロメートル、年間1%の更新を行っても約100年とのことですが、実際は6キロメートルではなく4キロメートルの更新ですから、このペースでは622キロメートル割る4キロメートル、155.5年、つまり155年と半年かかります。1%でなく、0.6%で算出すべきかと思えます。

そもそも本年度1年間で全て耐震工事も終わり、地震の際の心配も漏水の心配もなくなるのです。だったら話は分かります。ですが、622キロのうち4キロメートルしか進まないのであれば、ここは新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態と捉え、今年度は配水管の更新工事をストップして水道料金の減免に回すという考え方もあるのではありませんか。

新聞報道によると、多くの自治体、水道企業団が、このコロナ禍の中で全市民の生活を支援する目的、家庭や事業者の負担軽減等の理由で減免を行っています。最初の全市民の生活を支援する目的は蓮田市、家庭や事業所の負担軽減は川越市の目的です。蓮田市は、さらに市民全員に行き渡る支援だというふうにしています。配水管の老朽化を問題とされていますが、その配水管は何年くらいが寿命なのか伺います。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

水道管は地方公営企業法に基づき法定耐用年数は40年と定められております。しかし、埋設されている管路の寿命は、管の種類や土壌の状況等により異なることから、当企業団では管路の状況や他団体が採用する更新基準をもとに、管の種類に応じて40年から100年と定めております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 法律では40年と規定されているものの、坂戸、鶴ヶ島水道企業団では管種に応じて40年から100年と定めているとのこと。そして、総延長622キロメートルを年間1%更新するとしても100年かかるということです。そうであれば、法規定の40年はもともと守れず、実際には0.63%の進捗では100年間での更新も間に合わない可能性もあります。40年で更新できなくても、罰則もないのであれば、今回の新型コロナ禍の現状では、配水管更新よりも水道料金減免を優先すべきではないかと考えます。

例えば、所沢市の場合は、利用者が経済的に厳しい状況であり、スピード感を持った対応が必要であるということで、トップの計略的判断により建設投資、それから借金返済の財源、これを減免のほうに充てているのです。そういう状況です。県内はこういうふうになっています。同様に新型コロナ禍の現状では、配水管更新よりも水道料金減免を優先すべきではないかと考えますが、改めて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

先ほどご説明申し上げましたとおり、更新事業が遅れた場合につきましては、安全で安心な水を安定供給することができなくなります。水道は人々の生命や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインとなっております。絶えることなく、いつも安全な水をお届けするためにも、配水管の更新は少しでも早く実施したいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 今答弁いただいたように、水道は人々の生命や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインです。電気やガスと同様に重要なライフラインなのです。ですから、住民の全ては間違いなく水道を使用します。ですから、新型コロナウィルス禍で収入が大幅に減少する方も出てくる今、水道料金を減免することで、それらの住民を支援できませんかということを行っているのです。県内の水道企業団もし

くは自治体で減免を実施するのはどれくらいの割合かについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

現在、埼玉県内の55事業体のうち、水道料金の減免を現在実施している、あるいは実施を予定している事業体は28事業体となっております。おおむね半数となります。よろしく申し上げます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 県内のおおむね半数の水道企業団等が減免を実施するわけです。それだけこの新型コロナウイルス禍の中では、水道料金の減免が住民の支援になると考えてのことです。減免を実施する企業団や自治体では、減免の原資はどうしているのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

現在、当企業団の把握しているところでは、一般会計からの繰入れを行っておらず減免しておるのが川越市と所沢市、志木市では減免額全てを一般会計から繰り入れると伺っております。また、蓮田市では、現在、財源につきましては検討中と伺っております。以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 その蓮田市なのですけれども、市民の支援のため、利益の中から支援する。赤字になってはいけないけれどもということで支援しています。その後、国の補助が使えるのか、申請するかを検討するということです。つまり原資は後から考えるということで、まず利用者、市民の方の支援を考えて動くということをやっているわけなのです。

例えば、原資的に全世帯が難しければ、全世帯でなくても、条件付の減免はできないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した方への支援策として、支払い猶予を行っております。今後も生活が困窮されている方につきましては、相談に応じ支払い猶予により対応してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 なかなか住民からは相談しにくいと思います。例えば、和光市では、収入が前年の50%以上減少し、滞納のない方という条件で減免するということを決めています。そのように住民からの相談を待つのではなく、水道企業団や自治体から条件を指定すべきではないかと思います。

そういった中、県内の事業者のうち、おおむね半数が減免をしますが、そこまでたくなに減免しないことの根拠は何か、企業長や副企業長の意向なのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団は、水道料金を基本に独立採算制で事業を実施しております。その貴重な財源である水道料金が減少すれば、事業を縮小せざるを得なくなり、更新事業の遅れは災害時のリスクを大きくするものでございます。したがいまして、現時点での水道料金の減免については実施する予定はありません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 貴重な財源であるというのは、当然分かります。ですけれども、例えば1年間配水管の更新を遅らせるということであれば、財源ができるのではないかとことです。ただ、もし原資的に難しいのであれば、坂戸市、鶴ヶ島市から負担金をもらって減免するということがあったらできるのではないかと思います。その点について伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

地方公営企業は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。構成市である坂戸市、鶴ヶ島市においては、それぞれコロナ禍における必要な支援を必要な方に実施しているものと考えてございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 少し見方を変えまして、国の新型コロナウイルスへの2次補正が組まれました。国会で可決しました。この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を水道料金の減免に使うことは法律上可能なのか、問題はないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の用途として、地方公共団体が実施した水道料金の減免による減収分に同交付金を充当できるということは承知しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 交付金は充当できるということであります。では、その交付金を坂戸市、鶴ヶ島市から回してもらえないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて地方創生を図ることを目的として、国が都道府県及び市町村に交付するものでございます。両市が今必要とする事業を交付金の実施計画として作成し、対応するものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 水道料金についても、今必要かもしれません。所沢市の例を少し挙げたいと思います。所沢市は、2か月間水道料金を全額免除することを決めました。この費用が9億5,336万5,000円かかるそうです。私、所沢市の上下水道局のほうに、この原資をどうするのか確認いたしました。そうしましたところ、令和元年度の年度決算利益が6億円から7億円ありますと。これを回しますと。ただし、これでは足りません。足りない分は、令和2年度の予算から組み込んで、これで充当するということでした。

ところが、実際にこれを進めていたら、想定よりももっと費用がかかるということが分かってきたのだそうです。それで5億円ぐらい足りなくなるということが分かってきたと。これに対しては一般会計、つまりこの場合は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使わせてもらえないかというのを所沢市のほうに依頼、調整をかけているということなのです。つまりお願いということができるのではないかと思うのですね、やろうと思えば。それで、原資がないとした場合、この新型コロナの対応として、そのほかに減免以外に何か市民、利用者の方を支援する考えはないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、当企業団では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金の支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な対応を取っているところがございます。今後も継続し、柔軟な対応を実施し、市民へ安全な水を供給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 他の水道企業団や他の自治体を見れば、もっと柔軟な対応が取れるのではないかと思います。収入が減少している世帯がある中で、改めて企業長の減免に対する考えを伺いたいと思います。

○高橋剣二議長 齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、平瀬議員の一般質問に対しましてお答えします。

先ほどから、今回、水道企業団の議員となられて、大変なる質問、また数多くの内容を確認されたと思いますけれども、この質問によって水道企業団の内容が大分分かっていただけたと思います。

初めのほうの質問に関しては、水道企業団の現状をご理解いただけたと思います。真ん中辺に関しましては、いわゆる耐震化を取るのか、減免を取るのかというそのどちらを取るのか、そして最後のほうに来ては、その責任、原資はどこにあるか、その責任という内容については誰が考えるのかということの流れだと思っております。

私としては、この坂戸、鶴ヶ島水道企業団においては、坂戸市からも鶴ヶ島市からも負担金を頂いていない団体で、独立で運営をしております。そうした重たい状況を今まで大変長い間続けてきたわけです。それに関しては、多くの市民の皆さんに大変なるご協力をいただいた中で進めてきております。

最初に戻りますと、どちらかを取るのかということは、もっと耐震化と減免ですけれども、私の考えとしてはしっかりと耐震化を進めなくてはいけない。今後大きな地震が30年以内に起きるという予想の中で、現在0.6%をいかにもっと高めていくかという喫緊の課題であるし、坂戸、鶴ヶ島水道企業団として緊急な事態であります。そのように解釈しております。そうした中で、水道料金の減免に関しては考えず、耐震化をいかに進めていくかということをお断りしております。市民の皆さんにそれをしっかり伝えていただいて、ご理解をいただくことをお願いしたいと思っております。坂戸、鶴ヶ島の17万市民のおいしい水をつくって届けていくということが、今この時期において最重要課題と考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 高橋剣二議長 これをもって一般質問を終結いたします。
以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

- 高橋剣二議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開催され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染対策が続く中で迎える今年の夏は、熱中症のリスクが例年以上に高まっております。議員各位をはじめ、ご参会の皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議賜り、原案のとおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日、議員の皆様から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思います。今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

暦の上では大暑を迎え、1年の中で最も暑さが厳しいとされる時期に向かいます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、水道事業並びに地方自治発展のためご支援を賜りたいようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 26 分)

○高橋剣二議長 これをもちまして、令和 2 年第 2 回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。